



厚生労働省

北海道労働局

Press Release

厚生労働省北海道労働局発表
平成28年5月27日

担 当	厚生労働省		
	北海道労働局雇用環境・均等部		
	企画課長	成田	昌子
	課長補佐	関	保信
電話 011-709-2311（内線 3575）			

平成28年度

北海道労働局行政運営方針「労働行政のあらまし」について

《誰もが安心して働ける北海道をめざして》

北海道労働局（局長 田中 敏章）は、「誰もが安心して働ける北海道をめざして」と題して、平成28年度の行政運営方針を策定し、「労働行政のあらまし」（別添）を作成しました。

北海道の景気は緩やかに回復しているものの、雇用環境や労働条件等をめぐる動向は依然として厳しい状況が続いています。

北海道労働局においては、現下の労働市場動向等に対応するとともに、中長期的にはすべての人材が、その能力を存分に発揮できる全員参加の社会を構築していくとの観点から、円滑な労働移動の実現、マッチング機能の強化等のほか、公正、適正で納得して働くことができ、人々が安全で健康に安心して働ける職場環境の実現のため、総合労働行政機関としての機能を地域の中で十分に発揮するべく、次項の重要課題に留意して効果的な取組を進めてまいります。

なお、平成27年12月に開催された北海道働き方改革・雇用環境改善推進会議において、関係者が一体となって「働き方改革」、「非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善」、「女性の活躍促進」、「魅力ある雇用機会の創出」などの取組を進めていくこととされたところであり、北海道労働局としても、積極的に各行政間（労働基準行政、職業安定行政、雇用均等行政、能力開発行政）の連携の下、推進してまいります。

- ・ 添付資料：平成28年度労働行政のあらまし

◆ 「行政運営方針」・「労働行政のあらまし」の公開先

北海道労働局ホームページ>ニュース&トピックス>労働局からのお知らせ
>総合的なメッセージ

(http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/news-oshirase/oshirase-sougou.html)

～ 北海道労働局の重要課題 ～

1 地域の働き方改革

北海道では、全国平均より労働時間が長く、一方で年次有給休暇の取得率が低いという状況にあり、女性や高齢者をはじめとするすべての人々が、働きやすく、活躍しやすい職場環境を作ることが重要な課題となっています。

このため、過重労働の解消やワーク・ライフ・バランスの実現などについて関係者への働きかけや機運の醸成を含め働き方改革の実現に向けた取組の強化を図ります。

働き方改革を推進する際には、労働災害の防止や職場におけるメンタルヘルス・健康管理の確保、万一労働災害に遭遇した場合の復職等支援など、人々が安全で健康に安心して働ける職場環境を確保するための取組も併せて推進します。

2 女性の活躍推進等

人口減少社会を迎える中で、持続的成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、大きな潜在力である女性の活躍が促進されるようにすることが重要です。

女性がその個性と能力を発揮できる環境の整備、仕事と家庭の両立支援、出産・育児等によりブランクがある女性に対する職業能力開発や再就職への支援などを推進し、女性が多様なニーズに応じた働き方で多様な分野で活躍し、働きに応じた処遇を得られる社会の実現を目指します。

3 公正・多様な働き方の実現

いわゆる非正規雇用労働者数は、雇用者全体の中で引き続き高い水準で推移しています。少子高齢化の進行による労働力人口の減少が見込まれる中にあることは、非正規雇用労働者の希望や意欲・能力に応じて正社員転換を含めた待遇の改善を図ることにより、我が国の人材が最大限活用されるようにしていく必要があります。

このため、非正規雇用労働者について、正社員への転換の拡大、適切な労働条件の確保、教育訓練や福利厚生面での改善を推進します。また、いわゆる正社員と非正規雇用労働者の働き方の二極化を緩和し、非正規雇用労働者の処遇改善とワーク・ライフ・バランスの実現、優秀な人材の確保や定着のため、職務、勤務地、勤務時間を限定した「多様な正社員」の普及・拡大に向けて、雇用管理上の留意点や好事例の周知も併せて推進します。

以上を踏まえ、「誰もが安心して働ける北海道をめざして」北海道労働局と管内の労働基準監督署、ハローワークは、目標達成に向け一丸となって施策を展開してまいります。

平成28年度労働行政のあらまし

誰もが安心して働ける
北海道を目指して



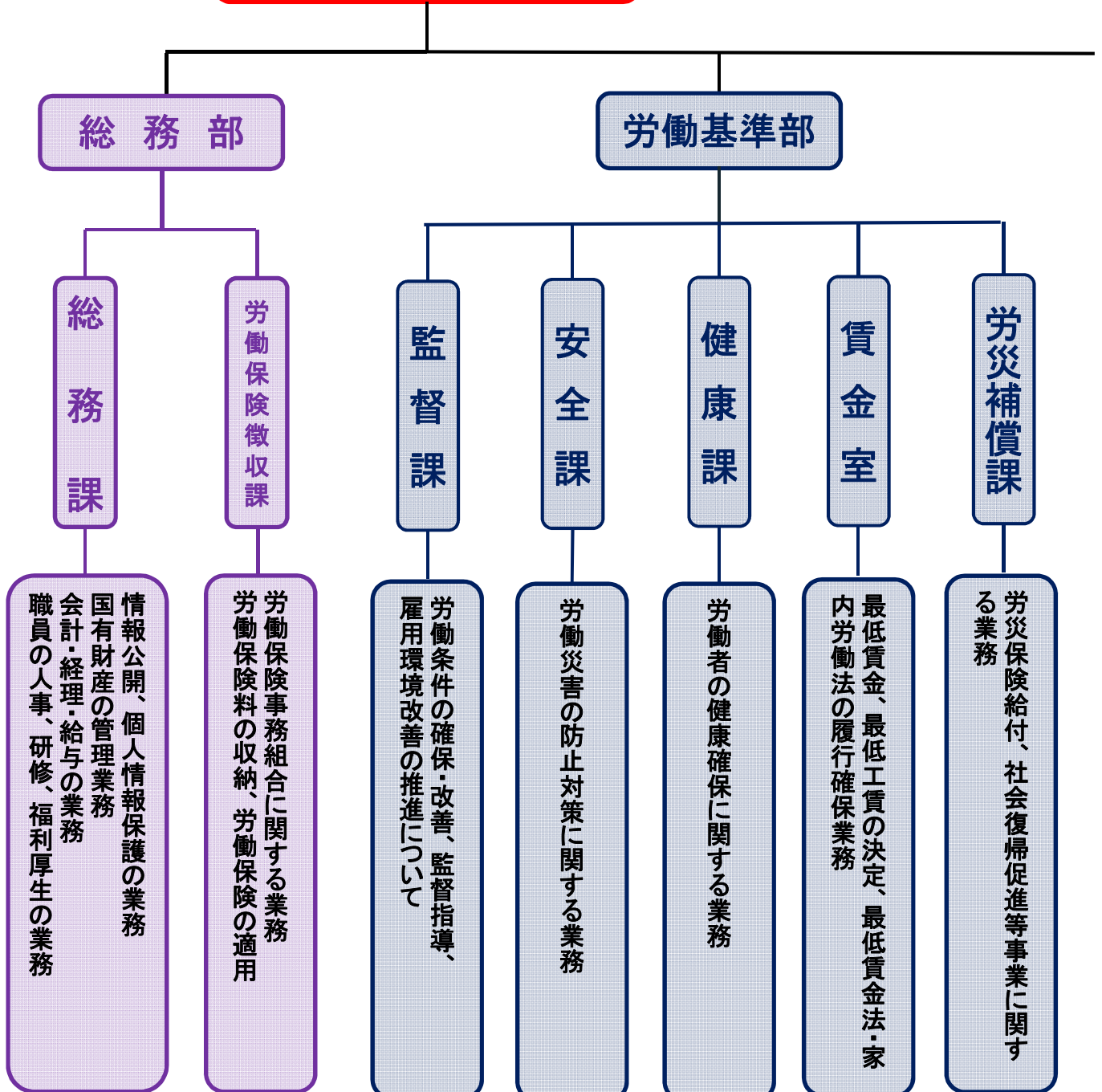
北海道労働局は、働く人々が健康で安心して働けるとともに、多様な個性や能力を発揮でき、豊かでゆとりのある職業生活が送れる職場づくりに向け、北海道独自の行政課題を踏まえつつ、これまで以上に専門性と総合性を高めることにより、北海道民の皆さまの期待に応えるべく、積極的な労働行政の推進を図ってまいります。



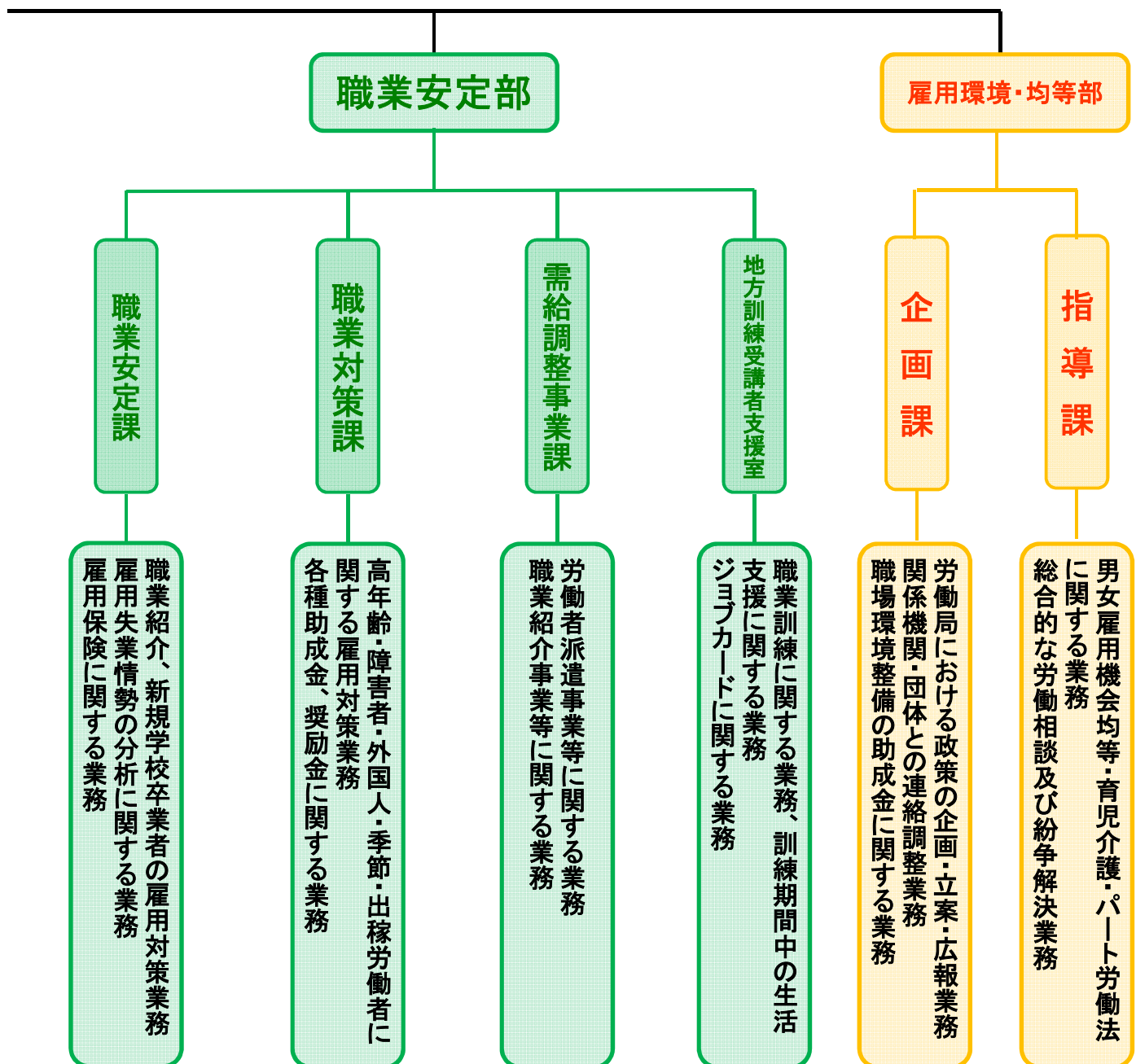
厚生労働省北海道労働局
労働基準監督署 公共職業安定所

北海道労働局の仕事

北海道労働局



北海道労働局は厚生労働省の地域機関として、総務部、労働基準部、職業安定部、雇用環境・均等部などが連携し、労働基準監督署、職業安定所と一体となり、北海道内の働く環境の整備及び職業の確保、男女の均等な雇用機会の確保などを図るため、様々な業務を行っております。



総合的に推進する北海道労働局の重要課題

北海道労働局においては、現下の労働市場動向等に対応するとともに、中長期的にはすべての人材が、その能力を存分に発揮できる全員参加の社会を構築していくとの観点から、円滑な労働移動の実現、マッチング機能の強化等のほか、公正、適正で納得して働くことができ、人々が安全で健康に安心して働ける職場環境の実現のため、総合労働行政機関としての機能を地域の中で十分に発揮するべく、「地域の働き方改革」、「女性の活躍推進等」、「公正・多様な働き方の実現」の3つの課題に十分留意しつつ、各行政間の連携の下、効果的な取組を進めるものとしています。

なお、北海道の活力を高め、持続可能な経済社会をつくる観点から、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現とともに、経済の好循環を更に進めていくため、企業における人材の確保・定着などの課題に対応することが求められていることから、平成27年12月に労使団体及び関係行政機関の参加を得て開催された北海道働き方改革・雇用環境改善推進会議において、「北海道における働き方改革・雇用環境改善に向けた共同宣言～すべての人が健康で安心して活躍できる社会に～」が採択され、関係者が一体となって「働き方改革」、「非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善」、「女性の活躍促進」、「魅力ある雇用機会の創出」などの取組を進めていくこととされたところであり、北海道労働局としても積極的に推進していくこととしています。

主要データと重点施策

1 地域活性化に向けた雇用対策の推進

(1) 職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進

多くの求職者が希望する正社員求人の確保に加え、求人の総量確保に努めるとともに、求職者の希望と求人条件のミスマッチを解消するため、きめ細かな求人者・求職者サービスを実施します。

また、求職者のスキルアップを図るため、適切な職業訓練コースへの誘導を行うなど、求職活動を支援します。



資料出所：北海道労働局業務統計

(2) 正社員希望者に対する就職支援

今年度より5か年間の非正規労働者の正社員転換等の取組を「北海道働き方改革・雇用環境改善プラン」として策定し、これに基づく取組みを推進します。

札幌わかものハローワークでのフリーター等の非正規労働者に対する就職支援の実施、非正規労働者の正社員転換・処遇改善を図る事業主にキャリアアップ助成金の利用促進、正社員の雇用を増加させる企業への雇用促進税制の利用促進を図ります。

(3)人手不足分野などにおける人材確保と雇用管理改善

介護、看護、保育職種や建設業などの人手不足分野において、各関係機関と連携を図り、求人者、求職者への助言・指導や情報提供・相談支援を行い、ミスマッチの解消を図ります。

また、新たな人材の掘り起こしのために就職面接会等を開催するとともに、労働者の職場定着を高めるため、事業主に対する各種助成金制度の積極的な周知や雇用管理指導を展開し、事業主自身の主体的な雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」を推進します。

(4)職業能力開発による就職等支援

離職者等がこれまでの職務経歴にかかわらず、能力開発とキャリアアップの機会が与えられ、将来に夢や希望を持ち、安心して職業生活を送ることができるよう、公的職業訓練機関や民間教育訓練機関等と連携し、ものづくりのほか、介護、情報通信分野などの成長分野等の実践的な職業訓練を推進するとともに、訓練受講中から修了後まで、担当者制も含めたきめ細かな就職支援を実施し、早期の就職を促進します。

(5)地方自治体等と一体となった雇用対策の推進

地域における雇用施策を推進するため、地方自治体と連携し、国が行う雇用施策と地方自治体が行う業務の一体的実施の取組を推進しています。

また、北海道及び5市と連携し、道や市が実施する生活・就労相談等とハローワークが実施する職業相談・職業紹介を一体的・総合的に提供する施設を17か所設置しています。

(6)重層的なセーフティネットの構築

生活保護受給者や児童扶養手当受給者等の就労による自立を促進するため、地方自治体と一体となった就労支援を実施するとともに、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等関係機関との連携を図ります。

また、雇用保険制度、求職者支援制度、雇用調整助成金等の活用など、重層的な雇用のセーフティネットを構築し、積極的な就労支援に努めます。

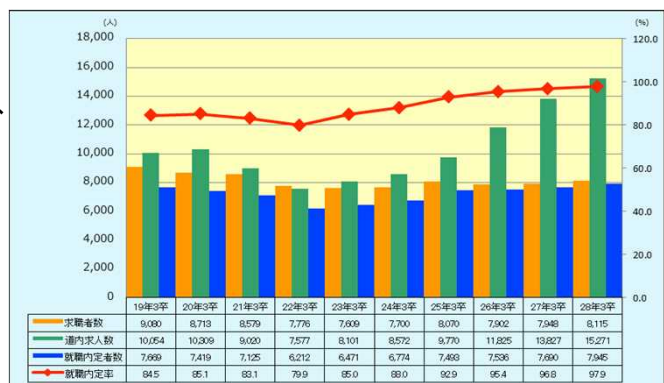
2 求職者の状況に応じた就職等の支援

(1)若年者の雇用対策の推進

新規学卒者の職業意識の早期形成に向けた支援を行うとともに、各関係機関と連携を図り、正社員で就職できるよう求人開拓や求人要請、求人情報の提供、個別相談、就職面接会等の支援を実施します。

また、フリーター等に対しては、担当者制による個々の課題に応じた一貫した支援を実施し、正社員就職の実現を図ります。

新規高等学校卒業者の就職状況



資料出所：北海道労働局業務統計

(2)子育てを行っている女性等に対する雇用対策の推進

出産・子育て等で離職した求職者に対し、マザーズハローワーク、マザーズコーナーで求職者個々の状況に応じた就職実現プランの策定による職業相談、職業紹介を行います。

また、雇用対策協定に基づく地方自治体と協同した女性に対する総合的な就労支援やひとり親に対するNPO法人と連携した就労支援を進めていきます。

(3)高年齢者の雇用対策の推進

年齢にかかわらず意欲と能力に応じて働くことのできる「生涯現役社会」の実現に向け、高年齢者雇用安定法に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていない事業主への助言・指導を行うとともに、年齢にかかわらず働くことができる企業の普及に向け相談援助を行います。

また、再就職を希望する高年齢者に対しては必要な支援を行い、高年齢者のニーズを踏まえた多様な就業機会の確保に向けた取組を進めていきます。

(4)障害者の雇用対策の推進

障害者雇用の促進を図るため、法定雇用率制度の周知、雇用率達成指導の実施、きめ細かな職業相談・職業紹介、各種の雇用支援対策等を効果的に実施します。

また、障害者の一人ひとりが地域でいきいきと生活していくために、福祉・教育機関や職業能力開発機関などと連携し、精神障害、発達障害等、障害の特性に応じたきめ細かな就労支援を強化します。

障害者虐待事案については、障害者虐待防止法等に基づき適切に対応します。



資料出所：北海道労働局業務統計

(5)季節労働者の通年雇用化の推進と雇用の安定等

積雪寒冷という気象条件のため季節的に循環雇用を繰り返す季節労働者は、建設業とその関連産業を中心に、平成27年度において約6万6千人を超えています。そのため、季節労働者の通年雇用を促進し、雇用と生活の安定を図る必要があることから、職業相談・職業紹介の充実、労働移動による常用雇用の促進、求人確保、通年雇用奨励金の活用及び通年雇用促進事業等を実施し、雇用の安定化の取組を推進します。

(6)外国人の雇用対策の推進

在留資格の範囲内で就労する外国人労働者についての外国人雇用状況届出制度の徹底を図るとともに、外国人労働者が安心して働けるよう事業主に対して雇用管理の改善に係る指導を行います。

また、留学生の就職支援は、新卒応援ハローワーク内に設置している留学生コーナーにおいて取組を推進します。

技能実習生を含む外国人労働者の労働条件の確保については、監督指導及び関係団体の協力に基づき進めていきます。

外国人労働者数と雇用事業場数



資料出所：北海道労働局業務統計

3 働く人たちの安全・安心の確保

(1)労働条件の確保・改善対策

ア 長時間労働の抑制、過重労働による健康障害及び賃金不払残業の防止を始めとする法定労働条件の履行確保に係る監督指導を強化するとともに、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処します。

イ 過労死防止対策については、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に沿って北海道等と連携を図りながら効果的に推進します。

申告・相談の推移

資料出所：北海道労働局業務統計



ウ 労働者の置かれた状況に意を払い、解雇や賃金不払いなどの申告事案については迅速な処理を行い、倒産、整理解雇事案については未払賃金立替払制度の適用を含めた確に対処します。

エ 労働基準関係法令等の積極的な周知や監督活動結果について効果的な情報発信に努めます。

(2)最低賃金の遵守と賃金引上げに向けた取組

ア 最低賃金の周知及び履行の確保を効果的に推進します。

イ 最低賃金引き上げに向けた中小企業の支援事業を推進します。

- ・最低賃金総合相談支援センター
- ・業務改善助成金

ウ 有期契約労働者の賃金引上げに向けた取組を行う企業に対する支援としてキャリアアップ助成金の周知に努めます。

《北海道の最低賃金》

最低賃金の件名	時間額（円）	効力発生日
北海道最低賃金	764	平成27年10月8日
処理牛乳・乳飲料・乳製品、糖類製造業	813	平成27年12月6日
鉄鋼業	876	平成27年12月1日
電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具・情報通信機械器具製造業	804	平成27年12月1日
船体製造・修理業、船体ブロック製造業	810	平成27年12月5日

(3)労働者の安全と健康確保対策の推進

－ 第12次労働災害防止計画の目標(北海道労働局)－

- 1 死亡労働災害の撲滅を目指して、平成24年度と比較して、平成29年度までに労働災害による死亡者の数を20%以上減少させること。
- 2 平成24年度と比較して、平成29年度までに労働災害による休業4日以上の死傷者数を15%以上減少させること。

ア 労働災害が増加傾向にある業種等に対する重点的な取組を推進し、

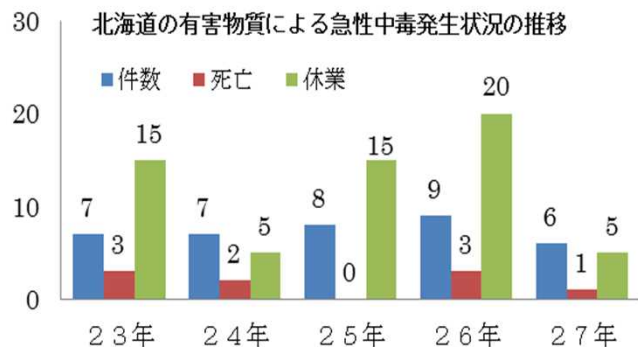
- ①死亡者数を過去最少(64人)より減少させる。
 - ②休業4日以上の死傷者数を前年に比較し、10%以上減少させる。
- ことを目標とし、対策の推進を図ります。

北海道における労働災害の推移



資料出所:北海道労働局業務統計

イ 有機溶剤等、特定化学物質等を対象に、職業性疾病预防対策等の推進を図ります。

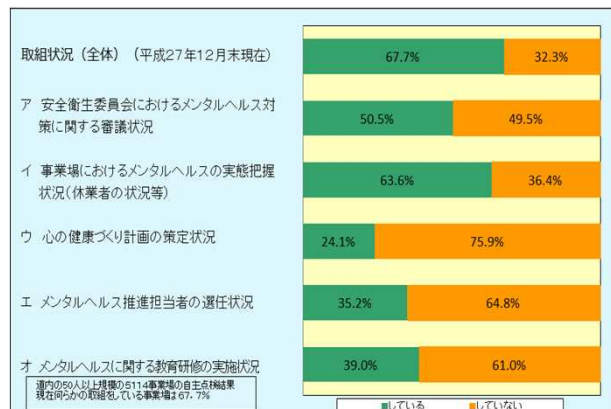


資料出所:北海道労働局業務統計

ウ 職場におけるメンタルヘルス対策を推進し、労働者の心の健康保持増進を図ります。

本年度は、常時50人以上の労働者を使用する事業場及び製造業等の主たる業種の常時30人以上50人未満事業場でのメンタルヘルス対策に取り組んでいる割合が60%以上となるよう努めます。

メンタルヘルスの取組状況



資料出所:北海道労働局業務統計

(4) 労災補償対策の推進

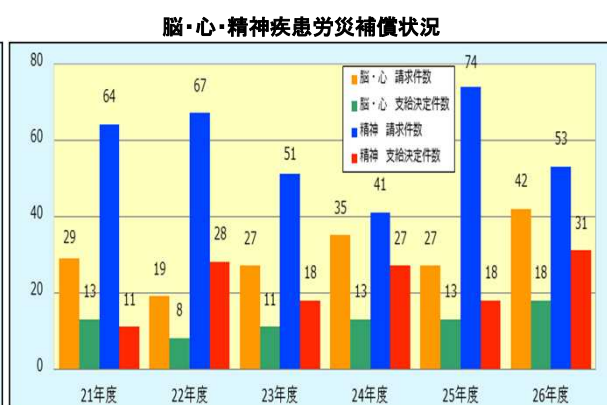
ア 労働災害による負傷及び業務上疾病について各種認定基準等を的確に運用し、迅速・適正な労災補償に努めるとともに、相談者等に対しては懇切・丁寧な対応に努めます。

イ 脳・心臓疾患及び精神障害に係る請求事案について認定基準に基づき、迅速・適正な事務処理に努めます。

ウ 石綿ばく露による石綿関連疾患については、石綿による健康被害の救済に関する法律をはじめとした補償(救済制度)の周知を図り、迅速・適正な補償・救済に努めます。



資料出所: 北海道労働局業務統計



資料出所: 北海道労働局業務統計

(5) 雇用保険制度の適正な運営

雇用保険制度が雇用のセーフティネットとしての機能を適正に果たすため、その的確な対応及び安定した制度運営の確保に努めます。

また、雇用保険制度に対する信頼を著しく損ねる不正受給を防止するため、制度の適正な利用について周知・啓発を図ります。

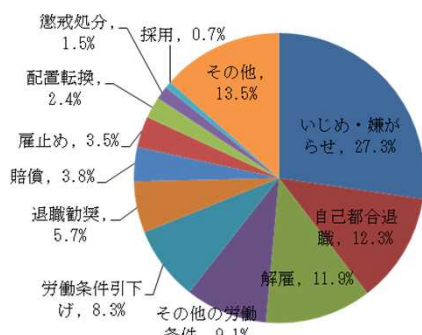
(6) 公平・的確な労働保険の運営

労働保険制度は、それ自体が労働者のセーフティネットであるとともに、セーフティネットとしての各種施策を推進する財政基盤となるものであり、制度運営に当たっては、費用負担の公平の観点から、労働保険の未手続事業の一掃と労働保険料等の適正徴収に努めます。

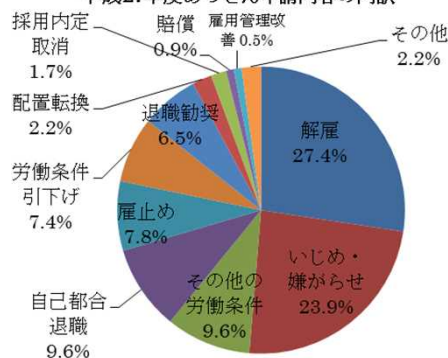
(7) 個別労働関係紛争の解決の促進

北海道労働局及び道内の労働基準監督署などに寄せられる年間約3万6千件の労働相談のうち、パワーハラスメントやいじめ・嫌がらせ、不当解雇などの民事的な相談については、個別紛争解決援助サービスの一環として、労使の自主的な解決を促す「助言・指導」や北海道労働紛争調整委員会による「あっせん」を実施することにより、労使紛争の解決を図っています。

平成27年度 民事上の個別労働紛争相談の内訳



平成27年度あっせん申請内容の内訳

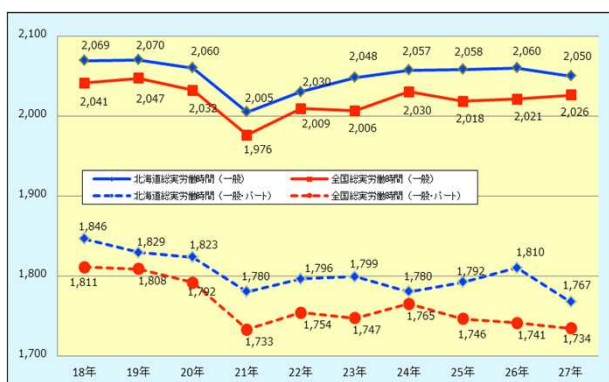


4 公正・多様な働き方の実現

(1) 働き方改革の推進

労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、法定労働条件の履行確保を前提とした上で、個々の企業において、労使の話し合いを通じて、所定労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直す「働き方改革」を、①管内主要企業の経営トップ及び関係団体への働きかけ、②当局ホームページの「働き方改革」専用サイト及び「働き方・休み方改善ポータルサイト」による情報発信、③地方自治体や各種団体等との様々な連携を図りながら進めていくこととしています。

年間総実労働時間の推移(全国・北海道)



資料出所: 毎月勤労統計調査(事業所規模5人以上)

年次有給休暇取得率、付与・取得日数の推移(全国・北海道)



資料出所: 厚生労働省「就労条件総合調査」、北海道「労働福祉実態調査」

(2) 女性活躍推進法の履行確保と雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進

常時雇用する労働者が301人以上の企業における女性活躍推進法に基づく取組の速やかな履行確保に努めます。

さらに、女性活躍推進法認定マーク取得や助成金の活用を進め、企業のポジティブ・アクションの取組を普及するため、周知・啓発活動を行います。

また、労働者が職場において性別により差別されることなく、女性労働者が妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いを受けることなく、就業を継続できるよう、男女雇用機会均等法の周知、事業主への助言・指導、労使間の紛争の解決援助を行います。

女性活躍推進法認定マーク

愛称 : えるぼし

右上 1段階目

左下 2段階目

右下 3段階目



(3) 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

中小企業においても、労働者が仕事と家庭を両立しながら働き続けられるよう、育児・介護休業法の確実な履行を確保するとともに、情報提供や助成金の活用などにより雇用環境の整備を支援します。

また、次世代育成支援対策推進法の履行確保に努め、男性労働者の育児休業利用の普及を図り、次世代認定マーク(愛称:くるみん・プラチナくるみん)取得企業を増やします。



次世代認定マーク愛称：左 くるみん、右 プラチナくるみん

女性の年齢階級別労働力率(平成27年)



資料出所 総務省労働力調査

(4) パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等対策の推進

パートタイム労働法の履行確保に努め、パートタイム労働者の均等・均衡待遇と正社員への転換を推進します。

またパート労働者活躍推進企業宣言、企業表彰制度の普及を図り、キャリアアップ助成金の活用等により事業主の自主的で積極的な取組を支援します。

(5) 民間等の労働力需給調整事業の適正な運用の促進

派遣労働者が安心・納得して働くことができるような環境を整備するために、労働者派遣事業所等に対する指導監督に万全を期するとともに、労働関係法令遵守の徹底を図ります。

労働者派遣事業者と派遣労働者数



資料出所: 北海道労働局業務統計

5 相談・申請窓口

- ・職業の相談、職業の紹介
- ・求人の受理、求人についての問い合わせ
- ・職業訓練の申込み
- ・雇用保険の加入手続
- ・雇用保険の受給手続
- ・高齢者、障害者、外国人、子育て中の女性の求職相談
- ・各種助成金、奨励金の相談



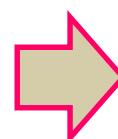
公共職業安定所
(ハローワーク)

- ・賃金未払、解雇手続、労働時間管理の相談
- ・長時間労働、賃金不払残業の相談
- ・休日、有給休暇の相談
- ・最低賃金の相談
- ・会社が倒産した場合の未払賃金の相談
- ・事業場で労働災害が発生した場合の報告
- ・クレーン、ボイラー等の検査についての相談
- ・事業場内における安全管理、衛生管理の相談
- ・メンタルヘルス、ストレスチェック等の相談
- ・粉じん、石綿(アスベスト)等の相談
- ・労働者災害補償保険(労災保険)の請求及び相談
- ・労働保険料の徴収についての相談



労働基準監督署

- ・職場におけるパワーハラスメント(パワハラ)の相談
- ・職場におけるいじめ、嫌がらせの相談
- ・解雇及び雇い止めの理由についての相談
- ・事業者と労働者間の民事的紛争に係る相談
- ・男女雇用機会均等法に係る相談※
- ・育児介護休業法に係る相談※
- ・パートタイム労働法に係る相談※
- ・職場におけるセクシャルハラスメントの相談※
- ・職場におけるマタニティハラスメントの相談※



総合労働相談コーナー
(労働基準監督署内)
雇用・環境均等部

※印の相談については、雇用環境・均等部に専門の相談員を配置しています。

- ・労働者派遣事業の相談・申請
- ・民営職業紹介事業の相談・申請



需給調整
事業課

北海道労働局・労働基準監督署・公共職業安定所の所在地

北海道労働局

〒 060-8566

札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎3・8・9階 (代)011-709-2311

- 総 務 部 総務課 ・ 労働保険徴収課
- 労働基準部 監督課 ・ 安全課 ・ 健康課 ・ 労災補償課 ・ 賃金室
- 職業安定部 職業安定課 ・ 職業対策課 ・ 需給調整事業課 ・ 地方訓練受講者支援室
- 雇用環境・均等部 企画課 ・ 指導課

ホームページ <http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

労働基準監督署

(本署、支署、駐在事務所)

名 称	電話番号	〒 所在地
札幌中央	011(737)1190	〒060-8587 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎
札幌東	011(894)1120	〒004-8518 札幌市厚別区厚別中央2条1丁目2-5
函 館	0138(23)1276	〒040-0032 函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎
江差駐在事務所	0139(52)1028	〒043-0041 檜山郡江差町字姥神町167 江差地方合同庁舎
小 樽	0134(33)7651	〒047-0007 小樽市港町5-2 小樽地方合同庁舎
岩見沢	0126(22)4490	〒068-0005 岩見沢市5条東15丁目7-7 岩見沢地方合同庁舎
旭 川	0166(35)5901	〒078-8505 旭川市宮前1条3丁目3-15 旭川合同庁舎西館
帯 広	0155(22)8100	〒080-0016 帯広市西6条南7丁目3 帯広地方合同庁舎
滝 川	0125(24)7361	〒073-8502 滝川市緑町2丁目5-30
北 見	0157(23)7406	〒090-8540 北見市青葉町6-8 北見地方合同庁舎
室 蘭	0143(23)6131	〒051-0023 室蘭市入江町1-13 室蘭地方合同庁舎
苫小牧	0144(33)7396	〒053-8540 苫小牧市港町1丁目6-15 苫小牧港湾合同庁舎
釧 路	0154(42)9711	〒085-8510 釧路市柏木町2-12
名 寄	01654(2)3186	〒096-0014 名寄市西4条南9丁目16
留 萌	0164(42)0463	〒077-0048 留萌市大町2丁目12 留萌地方合同庁舎
稚 内	0162(23)3833	〒097-0001 稚内市末広3丁目3-1
浦 河	0146(22)2113	〒057-0034 浦河郡浦河町堺町西1丁目3-31
小樽俱知安支署	0136(22)0206	〒044-0011 虻田郡俱知安町南1条東3丁目1 俱知安地方合同庁舎

公共職業安定所

ハローワーク(本所22、出張所8、分室8、プラザ等10)

名 称	電話番号	〒所在地
札 幌	011(562)0101	064-8609 札幌市中央区南10条西14丁目
札幌東	011(853)0101	062-8609 札幌市豊平区月寒東1条3丁目2-10
江別出張所	011(382)2377	067-0014 江別市4条1丁目10
札幌北	011(743)8609	065-8609 札幌市東区北16条東4丁目3-1
函 館	0138(26)0735	040-8609 函館市新川町26-6 函館地方合同庁舎分庁舎
江差出張所	0139(52)0178	043-8609 檜山郡江差町姥神町167 江差地方合同庁舎
八雲出張所	0137(62)2509	049-3113 二世郡八雲町相生町108番地8
旭 川	0166(51)0176	070-0902 旭川市春光町10-58
富良野出張所	0167(23)4121	076-8609 富良野市緑町9-1
帯 広	0155(23)8296	080-8609 帯広市西5条南5丁目2
池田分室	015(572)2561	083-0022 中川郡池田町西2条2丁目10
北 見	0157(23)6251	090-0018 北見市青葉町6-8 北見地方合同庁舎
遠軽出張所	0158(42)2779	099-0403 紋別郡遠軽町1条通北4-1
美幌分室	0152(73)3555	092-0004 網走郡美幌町仲町1-44
紋 別	0158(23)5291	094-8609 紋別市南が丘7丁目72-5
小 樽	0134(32)8689	047-8609 小樽市色内1丁目10-15
余市分室	0135(22)3288	046-0004 余市郡余市町大川町2-26
滝 川	0125(22)3416	073-0023 滝川市緑町2丁目5-1
砂川出張所	0125(54)3147	073-0166 砂川市西6条北5丁目1
深川分室	0164(23)2148	074-0001 深川市1条18丁目10
釧 路	0154(41)1201	085-0832 釧路市富士見町3丁目2-3
室 蘭	0143(22)8689	051-0022 室蘭市海岸町1丁目20-28
伊達分室	0142(23)2034	052-0025 伊達市網代町5-4
岩見沢	0126(22)3450	068-8609 岩見沢市5条東15丁目 岩見沢地方合同庁舎
稚 内	0162(34)1120	097-8609 稚内市末広4丁目1-25
岩 内	0135(62)1262	045-8609 岩内郡岩内町相生199-1
倶知安分室	0136(22)0248	044-0011 虻田郡倶知安町南1条東3丁目1 倶知安地方合同庁舎
留 萌	0164(42)0388	077-0048 留萌市大町2丁目12 留萌地方合同庁舎
名 寄	01654(2)4326	096-8609 名寄市西5条南10丁目
士別出張所	0165(23)3188	095-8609 士別市東4条3丁目
浦 河	0146(22)3036	057-0033 浦河郡浦河町東1丁目5-21
静内分室	0146(42)1734	056-0017 日高郡新ひだか町静内御幸町2-1-40
網 走	0152(44)6287	093-8609 網走市大曲1丁目1-3
苫小牧	0144(32)5221	053-8609 苫小牧市港町1丁目6-15 苫小牧港湾合同庁舎
根 室	0153(23)2161	087-8609 根室市弥栄町1丁目18 根室地方合同庁舎
中標津分室	0153(72)2544	086-1002 標津郡中標津町東2条南2丁目
千 歳	0123(24)2177	066-8609 千歳市東雲町4丁目2-6
夕張出張所	0123(52)4411	068-0403 夕張市本町5丁目5
マザーズハローワーク札幌	011(233)0301	060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目三井生命札幌共同ビル5階
札幌わかものハローワーク	011(233)0202	060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目三井生命札幌共同ビル7階
ハローワークプラザ札幌	011(242)8689	060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目三井生命札幌共同ビル5階
札幌新卒応援ハローワーク	011(233)0222	060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目三井生命札幌共同ビル9階
ハローワークプラザ函館	0138(45)8609	041-0806 函館市美原1丁目4-3 エスポワール石沢ビル
しごとプラザ帯広	0155(26)1810	080-0012 帯広市西2条南12丁目4 エスタ帯広東館2階
ハローワークプラザ釧路	0154(23)8609	085-0016 釧路市錦町2-4 釧路フィッシャーマンズワーフMOO2階
ハローワークプラザ中島	0143(47)8103	050-0074 室蘭市中島町2丁目24-1 栗林中島ビル1階
ハローワークプラザ苫小牧	0144(35)8689	053-0022 苫小牧市表町5丁目11番5号 ふれんどビル3階
ハローワークプラザ北24	011(738)3163	001-0024 札幌市北区北24条西5丁目 札幌サンプラザ1階